



成功へと導く！！
障害者グループホーム
（共同生活援助）事業
の始め方
＜開業マニュアル＞

＜全国対応版＞

製作者：行政書士中出和男事務所

目次

はじめに	6
障害者グループホーム事業ができるかどうかを確認する	11
開業前チェックシート	12
過去5年間に法令違反があると事業開始できない	17
障害者グループホーム事業の指定基準を確認する	18
介護サービス包括型・外部サービス利用型指定基準	18
日中サービス支援型指定基準	21
障害者グループホーム事業のスケジュールを確認する	24
障害者グループホーム事業開業スケジュール表（一般的な流れ）	25
STEP 0 事業の選択をする	27
障害者グループホームとは	27
障害者グループホームには3つの型がある	27
介護サービス包括型グループホーム	28
外部サービス利用型グループホーム	29
日中サービス支援型グループホーム	30
障害者グループホームの住居の種類は3種類	30
共同生活住居	31
サテライト型住居	32
STEP 1 事業資金を確保する	33
資金の調達方法には3つの方法がある	34
社会福祉施設等施設整備費補助金を利用しよう	35
整備事業を利用した場合の流れ	37
STEP 2 事業の場所を決定する	38
新築物件か、賃貸物件か？	38
建て貸し物件を検討してみる	39
障害者グループホーム事業に適した物件の条件	41
物件を決めるための前提条件を知る	43
事業所候補地（物件）を絞り込めたら役所へ確認する	46
STEP 3 周辺環境の整備をする	48
緊急時のバックアップ施設とは	48
緊急時のバックアップ施設の見つけ方	48
地域住民の理解と協力体制を築く	49
STEP 4 事業用の法人を設立する	50

障害者グループホーム事業所用の法人（株式会社）設立手順.....	51
STEP 5 役所との事前協議を行う	54
事前協議までのスケジュール	54
STEP 6 事業所の場所の決定	55
STEP 7 事業の運営内容の決定	56
STEP 8 スタッフの確保	58
スタッフ配置の計算例	58
配置するスタッフの勤務状況および組織図の例	59
サービス管理責任者を募集するには	62
サービス管理責任者の仕事とは	62
サービス管理責任者の募集の方法	62
サービス管理責任者を募集する際の注意点	63
世話人・生活支援員を募集するには	66
世話人・生活支援員の仕事とは	66
世話人・生活支援員の募集の方法	66
世話人・生活支援員を募集する際の注意点	67
STEP 9 協力医療機関と契約を交わす	68
STEP 10 損害賠償保険に加入する	69
STEP 11 利用者確保に向けた準備	70
利用者確保の為に営業先	70
STEP 12 指定申請書作成に必要な事項と提出書類の確認	73
指定申請書を作成する上での必要な確認事項	74
指定申請書を作成する上での必要提出書類	75
申請提出書類一覧例および作成における留意事項	76
原本とコピーとは	83
STEP 13 申請書の提出	84
STEP 14 指定（開業）までに準備する物	85
申請書提出から開業日まで準備するもの	85
STEP 15 スタッフ業務研修	87
開業後に必要な書類一覧を整備する	87
STEP 16 指定前の現地確認	88
STEP 17 事業所指定（開業）	89
STEP 18 利用者見学・契約	90
利用者と契約するまでの簡単な流れ	91

利用者の1日の流れと職員配置.....	92
STEP 19 国民健康保険団体連合会（国保連）への請求	94
国保連への請求までの流れ.....	95
STEP 20 各種変更届	96
事業を廃止・休止・再開した場合、届出が必要.....	97
障害福祉サービス事業には有効期間がある	98
障害者グループホーム（共同生活援助）事業の加算・減算	99
基本報酬（介護サービス包括型）	99
基本報酬（日中サービス支援型）	100
基本報酬（外部サービス利用型）	101
減算対象項目一覧（共同生活援助）	103
加算対象項目一覧（共同生活援助）	106
STEP 21 実地指導（監査）対策.....	120
実地指導（監査）時に必要な書類とは	121
実地指導（監査）時に必要な書類一覧表	123
STEP 22 将来に向けての事業展開を考える.....	132
多店舗展開する上でのメリット・デメリット	133
障害福祉サービス事業の多角化	134
1店舗（事業所）と多店舗（事業所）の売上	134
STEP 23 成功への道.....	135
人件費をおさえる	135
利用者確保のため積極的に動く	135
事業所運営の資金繰りや使用補助金を事前に調べておく	136
複数の店舗運営や短期入所（ショートステイ）を考える	137
空室リスクを避けるために利用予定者の管理をする	137
補足 短期入所（ショートステイ）について	139
短期入所（ショートステイ）とは	139
短期入所（ショートステイ）には3つ型がある	141
短期入所（ショートステイ）の指定基準	144
短期入所（ショートステイ）の基本報酬	146
短期入所（ショートステイ）の減算	148
短期入所（ショートステイ）の加算	150
短期入所（ショートステイ）の上手な運営の仕方.....	158
巻末 参考資料集	161
（参考資料1）収支予算書例（日中サービス支援型GH）	162

(参考資料 2) 建築確認済み証 (見本)	166
(参考資料 3) 消防用設備早見表 (6 項口)	167
(参考資料 4) 平面図例 (日中サービス支援型 GH)	168
(参考資料 5) 防火対象物使用開始の届け (見本)	169
(参考資料 6) 消防用設備等検査済証 (見本)	170
(参考資料 7) 他事業者との連携および支援体制の概要	171
(参考資料 8) 会社設立のためのヒアリングシート例	172
(参考資料 9) サービス管理責任者、職業指導員の募集例	173
サービス管理責任者募集例	173
世話人・生活支援員・夜間支援従事者 (常勤) 募集例	174
世話人・生活支援員・夜間支援従事者 (非常勤) 募集例	175
(参考資料 10) サービス管理責任者の実務経験	176
(参考資料 11) サービス管理責任者の実務経験証明書	177
(参考資料 12) サビ管・児発管責任者研修の見直し	178
令和 3 年度相談支援従事者初任者研修・サービス管理責任者等基礎研修研修日程と 受講対象について (兵庫県)	182
令和 3 年度サービス管理責任者等基礎研修研修日程 (山口県)	183
(参考資料 13) 協力医療機関との協定書 (見本)	184
(参考資料 14) 協力医療機関への依頼文例	185
(参考資料 15) 損害賠償保険加入ログ例	186
(参考資料 16) 利用予定者名簿 (見本)	187
(参考資料 17) 事業計画書 (見本)	188
(参考資料 18) 障害福祉サービス受給者証	189
(参考資料 19) 初回見学の挨拶シート (見本)	190
(参考資料 20) 国保連関関係機関との相関図	191
(参考資料 21) 世帯書 (共同生活援助)	192
(参考資料 22) 重要事項説明書 例	193
(参考資料 23) 利用契約書 例	203
(参考資料 24) 個人情報使用同意書	212
(参考資料 25) アセスメント票	213
(参照資料 26) 個別支援計画書 例	215
(参考資料 27) 契約内容 (障がい福祉サービス受給者証記載事項) 報告書	217
(参考資料 28) サービス提供記録	218
(参考資料 29) 共同生活援助サービス実績記録票	219
(参考資料 30) 法定受領代理通知	221

（参考資料 31）実地指導用チェックシート運営編 例.....	222
（参考資料 32）運営規定（介護サービス包括型共同生活援助）例.....	224
（参考資料 33）人員配置体制加算（共同生活援助）別紙 5 入力マニュアル.....	242
用語解説.....	249
常勤換算方法とは.....	249
勤務延時間数とは.....	250
常勤とは.....	250
専ら従事するとは.....	250
おわりに.....	251
利用規約.....	259

Sample

はじめに

平成 18 年（2006 年）4 月に障害者自立支援法がスタートして以来、近年、障害者の社会進出の増大と障害福祉サービスの民間企業への門戸が開かれたことも相まって、**障害福祉サービス事業の独立・開業、他業種からの新規参入を目指す人が増加**しています。

ちなみに障害福祉に関連する国の予算は 15 年で約 3 倍、毎年 10% の伸びとなっています。（令和 6 年度の予算額は約 1 兆 6,000 億円※1）

障害者の総数は約 1,100 万人と言われていて総人口の 9% に相当します。（令和 6 年度調査より※2）

また、そのうち約 150 万人が、なんらかの障害福祉サービスを利用しています。（令和 4 年度調査より※3）さらに、障害者共同生活援助（以下、「障害者グループホーム」、または「GH」という）を利用している障害者は、1 割を占めています。

居住支援系といわれる障害者グループホーム事業は、介護サービス（包括型・外部サービス利用型・日中サービス支援型※2020 年以降新設）数で、平成 17 年に 100 事業所 500 人の入居者から GH 開始して以来、令和 5 年度までの段階で全国で約 1 万 2 千事業所（うち日中サービス支援型は約 7 千※4）あり、**約 35 年で約 150 倍の伸び**になっています。

※1.2.3.4 出典：障害者福祉政策（障害福祉政策）の最新動向 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部より

今、実は障害者グループホーム事業が注目されています。何故でしょうか？私なりにいくつか考察しました。

1. 障害者グループホーム事業の供給不足による国の後押し

毎年、厚生労働省は福祉計画を策定しています。この中で、障害者グループホーム利用者の推定数を出して、障害者グループホーム事業者との供給バランスを図っていきます。ただし、近年、障害者の増加率が想定外（数字では予測できない潜在的な障害者が表面化してきた）になってきたため、供給量のバランスを取るために、障害者グループホーム創設を国が推進するようになってきました。

このことで、国から障害者が入居家賃の補助、さらには事業者も事業所の建設、改造費の一部負担補助を受けられる、役所も計画通りに整備できるといった三者のメリット

過去 5 年間に法令違反があると事業開始できない

障害福祉サービス事業は、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）という法律に則って行う事業であるため、その法律に於いて申請者等に過去に違反行為があると障害福祉サービス事業の開業ができません。

まず、あなたが、障害福祉サービス事業を開業出来るかどうか以下の項目を事前にチェックしましょう。項目に一つでも当てはまると開業出来ません。

＜事業開始可能度チェック表＞

- × 申請者が法人でないとき。
- × 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- × 事業所が、指定基準を満たしていないとき。
- × 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律や政令で定めるもの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- × 申請者が、労働基準法、労働保険料徴収法及び労働保険金の支拂の確保等に関する法律で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- × 申請者が、福祉手続法第22条により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者。（法人役員、管理者等含む）
- × 申請者が、指定の申請書提出後、5年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為を行ったことがあるとき。等々



STEP 0 事業の選択をする

障害者グループホームとは、身体・知的・精神障害者および難病患者等が、世話人等の支援を受けながら、地域のアパート、マンション、戸建て住宅等において、複数で共同生活をする居住の場であり、障害福祉サービスの1つである。

障害者グループホームとは

障害者グループホームとは、身体・知的・精神障害者および難病患者等が、世話人等の支援を受けながら、地域のアパート、マンション、戸建て住宅等において、**複数で共同生活をする居住の場**であり、障害福祉サービスの1つである。

障害者グループホームは3つの型がある

以前は障害者程度区分が2以上でないと入れないケアホームと障害程度区分に関係なく入れるグループホームが併存していたが、障害者福祉の重度化や高齢化が進んで行くにつれて、柔軟でそれぞれニーズに応えることが出来るサービス内容が重視されるようになっていき、2014年4月に従前のケアホームとグループホームは一元化されました。

また、2018年4月以降、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場の提供、施設から地域の移行の促進および地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待される**日中サービス支援型グループホームが創設**されました。



STEP 1 事業資金を確保する

どんな事業を始めるとしても、原則、開業（設備、運転）資金が必要となります。障害者グループホーム事業も例外ではありません。

会社を設立して、事業の開始に必要な設備や人材を確保するためには資金が必要です。また、開業後すぐに売上が上がらない場合もありますので、その間の経費も開業資金として確保しておく必要があります。

ちなみに、障害福祉サービス事業（障害者グループホーム）の場合、開業から約2ヶ月後に売上金（給付費）が入金されます。

まず、事業を始める前に、その事業の売上（見込み）をシミュレートし、検証しましょう。その小さな作業が今後の事業成功の鍵になります。

障害者グループホーム事業は、社会からの期待を背負う福祉事業の位置付けですが、一般企業と同じ利益目的の事業でもあるため、必要な資金はいくらなのか、いつまでに資金を回収できるのか等、しっかりシミュレーションして、綿密かつ実現可能な収支計画を立てていかないと、開業後すぐに資金ショートということにもなりかねません。

参考までに現在、障害者グループホーム事業を開業し、安定運営するための資金として、約1億円（新築物件費用は別）は確保する必要があるようです。（実際に障害者グループホーム事業を開業された方の経験談より）

事業に必要な資金を割り出すには、障害者グループホーム事業の開業初年度～3年程度の収支予算書を作成し、見込み利用者数、事業所の売上（介護給付費、利用者の家賃等）、スタッフの賃金、建物に係る費用（新築の場合は建設費用、借家の場合は賃借料）、他管理費等を詳細にシミュレートし算出します。

[参照（参考資料1）収支予算書（例）](#)



STEP 2 事業所の場所を確保する

障害者グループホーム事業の開業に向けて、あなたが最初に行うことは、**利用者が住むための場所(居宅)を確保すること**です。

新築物件か、賃貸物件か！？

障害者グループホームの物件を決める場合、まず利用可能な人数を決定し、その人数に応じて物件を探します。

その際、自前で新築するのか、賃貸物件を探すのかを選択する必要があります。なお、既に自身で保有している物件があるのであれば、選択の一つとなります。

ここでは、新築、賃貸、既存保有物件の主なメリット、デメリットを挙げてみたいと思います。

<新築、賃貸、既存保有物件の主なメリット、デメリット>

	新築	賃貸	既存保有物件
資金	・土地代、設計費や新築費に数千～数億円かかる。	・初期コストが抑えられる。 ・改装、改修費用が新築よりかかる場合がある。	・初期コストが抑えられる。 ・改装、改修費用が新築よりかかる場合がある。
期間	・事業所の立ち上げまでに数ヶ月～1年近くかかる。	・大規模改修等がなければ、1ヶ月程度で事業所完成。	・大規模改修等がなければ、1ヶ月程度で事業所完成。
場所	・事業所の場所を自由に決められる。	・事業所の場所を自由に決められる。	・事業所の場所を自由に決められない。 ・緊急時のバック



STEP 4 事業用の法人を設立する

障害福祉サービス事業（障害者グループホーム）を始めるには、法人（会社）が必要です。株式会社・合同会社・NPO 法人・社団法人・社会福祉法人等（営利・非営利、特に問われません）。

障害福祉サービス事業（障害者グループホーム）は、福祉事業ではあるですが、営利形態が一般企業と近くビジネス要素が濃いため、営利向きで機動的な事業を行うための開業がお勧めです。

既存の法人でも、障害者グループホーム事業の開業が可能です。定款の目的変更（追加）が必要になります。なお、営利法人の場合は、専ら社会福祉事業を行う者でなければならないため、定款の目的に社会福祉事業の目的を定めていると指定申請ができないケースがあります。※各都道府県により解釈は異なるので、管轄の役所に確認が必要です。

できれば既存法人を廃止するより、会計上（※障害福祉サービス事業の場合、事業収益と福祉事業収益を分ける必要がある）事も考慮し新規法人設立の方が良いかと思っています。



STEP 12 指定申請書に必要な事項 や添付書類の確認

障害者グループホーム事業の指定を受けるために、申請に必要な書類を作成します。指定申請には、法人関係、人員関係、設備関係、運営関係、収支関係等様々な書類が必要です。また、消防関係、建築関係の書類など必要でかなければならない書類もあります。

まず、申請時にどんな書類および添付書類が必要なのか、全体的に一覧し、次に、既に揃っている物、分かる物から作成し、最後に揃っていない書類等を作成する方法がベストかと思います。

なお、書類を作成する上で分からないところは、事前に都度、確認しながら進めましょう。

ここでもう一度、指定までの流れを確認しましょう。



出典：平成 30 年 10 月改訂 岐阜県健康福祉部障害福祉課 指定障害福祉サービス事業等の
手続きより



STEP 15 スタッフ業務研修

申請書提出後、開業日が近づいてきた段階で、**利用者により良いサービスを提供するために、スタッフ研修**を行います。例えば、同業他社での見学を兼ねての視察交流、事業所内で外部講師を呼んでの講習を行ったりしながら、スタッフのスキルアップを図ります。

ちなみに、研修対象者は、「管理者」「サービス管理責任者」「生活支援員」「世帯員」等です。

事業所内研修 例

- 事業内容全般の知識習得をする。
- 利用者の仕事の内容の把握、仕事を体験する。
- 各スタッフの役割確認をする。
- 利用者の受け入れ手順を把握する。
- 事業運営に必要な書類を把握する。
- 実地指導への対策を講ずる。

事業所外研修 例

- 他事業所を視察する。
- 実際の運営について学ぶ（運営方法）
- 必要書類の記入の仕方を学ぶ等。

開業後 必要書類一覧を整備する

事業開始後、重要書類説明書、利用契約書、サービス提供記録、日々の活動記録、苦情・虐待に関する記録、国保連請求関連の書類、実地指導対策書類等々、実に様々な書類を整備、保管しておく必要があります。

開業前に、これらの**書類等を整備し、内容を把握しておく事で、スムーズなスタート**をきることが出来ます。

[参照 指導監査時に必要な書類一覧](#)

障害者グループホーム（共同生活援助）事業の加算・減算

障害福祉サービス（障害者グループホーム（共同生活援助）事業）には、基本報酬以外に状況に応じて加算を獲得することができます。**加算を獲得することで、事業所の収益が大幅にアップし、早期に運営を安定・拡大することが可能**になります。

ただし、加算だけでなく減算もあります。例えば、サービス管理責任者が何ヶ月も不在状態になると、基本報酬が最大 50%も減算になるペナルティを科せられます。

このような状態になると当然、事業所の収益は大幅に落ち込むため、事業継続が困難になる場合もあります。

介護給付費に関する内容(加算・減算)についての変更は、毎月 15 日に提出された請求書（例：6 月 15 日提出受理→7 月 1 日から有効になります。）の提出後 15 日を経過すると翌月の 1 日から有効となります。

ここでは、障害者グループホーム事業に係わる基本報酬・加算・減算についてまとめてみましたので、参考にして下さい。（※ 読み掲載は平成 24 月現在のもの）

基本報酬（介護サービス提供型）

(1 日単位)

項目	区分／単位
イ 共同生活援助サービス費（Ⅰ） (6：1)	(1) 区分 6 (600 単位)
	(2) 区分 5 (456 単位)
	(3) 区分 4 (372 単位)
	(4) 区分 3 (297 単位)
	(5) 区分 2 (188 単位)
	(6) 区分 1 以下 (171 単位)
ロ 共同生活援助サービス費（Ⅱ） (体験利用)	(1) 区分 6 (717 単位)
	(2) 区分 5 (569 単位)
	(3) 区分 4 (481 単位)
	(4) 区分 3 (410 単位)
	(5) 区分 2 (290 単位)
	(6) 区分 1 以下 (273 単位)



STEP 22 将来に向けての事業展開 を考える

開業後、順調に事業が進むと**早ければ2年～3年ぐらいで事業が安定**してきます。
利用者増加、スタッフの定着、仕事の安定供給、そして収益が黒字化していく。すると
障害福祉サービス（障害者グループホーム）事業での「**展開**」というワードが増えてきます。

この段階で、事業主（経営者）としては、この勢いに乗って**社会貢献、そして収益アップのために、次の事業展開を考える様になります。**
例えば、以下の様な事業展開です。

1. 隣接地域や他の地域に同型の障害者グループホーム事業所を作る。
2. 隣接地域や他の地域に同型以外の障害者グループホーム事業所を作る。
3. 隣接地域や他の地域に他の障害福祉サービス事業所を作る。
 - 就労系事業所（作業多行支援、就労継続支援A・B型）
 - 生活系事業所（生活介護、自立支援）
 - 障害児支援（放課後デイサービス、児童発達支援）
 - 居住系・その他系事業所（短期入所、相談支援事業所、訪問看護他）を作る。

もちろん障害福祉サービス事業にこだわらず、別の分野へ多角化を目指しても良い
と思いますが、一度障害福祉サービス事業を経営すると、その運営のしやすさ、景気
に左右されず収益性等考えて見ると、他の分野の事業より同じ障害福祉サー
ビス事業で多角化する経営者が多いようです。

障害福祉サービス事業は、多店舗（事業所）展開することで、いろいろなメリットが
出てきます。

ここでは、障害福祉サービス事業を多店舗展開する上でのメリット・デメリットをま
とめてみましたので、参考に見て下さい。



補足 短期入所（ショートステイ）について

日中サービス支援型のグループホームを開業する場合、地域における障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供するため、**短期入所（ショートステイ）を併設**しなければなりません。20人規模の日中サービス支援型グループホームの場合、1～2名まで受け入れ可能な短期入所を併設する必要があります。

ここでは、その短期入所について少し触れてみたいと思います。短期入所には、障害者支援施設（グループホーム等）に併設する「福祉型」、病院や介護老人保健施設（老健）に併設する「医療型」がありますが、日中サービス支援型グループホーム併設の短期入所は「福祉型」に属しますので、「医療型」を主として扱いたいと思います。

短期入所（ショートステイ）とは

短期入所とは自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害のある方に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事の提供、必要な介護を行います。

このサービスは、介護者（お母さん）のレスパイトサービス（休息）としての役割も担っていて、例えば、障害者を土曜の一時、短期入所施設に預けることで、お母さん（お父さん）が休んだり、家事や子供がいるとできない用事を済ませたりできます。

<短期入所の利用サービス・利用料>

利用できる方（福祉型）	提供するサービス	利用料
・障害支援区分が区分1以上である方（者・児） ・なお、短期入所のサービスは1年ごとの更新が必要ですが、原則として64歳	・入浴、排せつ、食事、着替えなどの介助、見守りや、その他必要な支援	・18歳以上の場合は利用者とその配偶者の所得、18歳未満の場合は児童を監護する保護者の属する世帯（住民基本台帳上の世



卷末 参考資料集

Sample

(参考資料 3) 消防用設備早見表 (6 項口)

(6) 項口 老人短期入所施設 ・ 養護老人ホーム ・ 特別養護老人ホーム等

設備の種類	設置の基準		
消火器	令 10	全部	
屋内消火栓設備	令 11	一般	延面積 700・< 1,000 >・(1,000)㎡以上 「注 1」
		地階・無窓階又は4階以上の階	床面積 150・< 300 >・(450)㎡以上 「注 1」
	条例 42	地階を除く階数が5以上	全 階 「注 2」
スプリンクラー設備	令 12	一般	延面積 275 ㎡以上 「注 5」
		地階を除く階数が11以上	全 階 「注 3」
	条例 43	高さが31mを超える建築物	高さが31mを超える階 「注 6」
屋外消火栓設備	令 19	1階及び2階の床面積の合計	・耐火建築物 9,000 ㎡以上 ・準耐火建築物 6,000 ㎡以上 ・その他 3,000 ㎡以上 「注 7」
動力消防ポンプ設備	令 20	屋内消火栓設備 (令 11) ・屋外消火栓設備の設置基準に定める	
	条例 45	2以上の建築物	延面積の合計 3,000 ㎡以上 「注 8」
自動火災報知設備	令 21	一般	全 部
ガス漏れ火災警報設備	令 21 の 2	地 階	床面積の合計 1,000 ㎡以上 「注 9」
漏電火災警報器	令 22	一般	延面積 300 ㎡以上 「注 10」
		契約電流容量	50Aを超えるもの 「注 10」
消防機関へ通報する火災報知設備	令 23	一般	全 部 「注 11」
非常警報器具 非常警報設備	令 24	器具	収容人員 50 人以上 「注 12」
		非常ベル	収容人員 30 人以上及び無窓階又は地階の収容人員の合計 10 人以上 (対象物全体に設置) 「注 20」
		非常放送機	・地階を除く階数が1以上 ・地階を除く階数が3以上 ・収容人員 10 人以上 (対象物全体に設置)
避難器具	令 25	2階以上の又は地階	収容人員 10 人以上 (下階に(1)～(4)項まで、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、又は(15)項が存するもの 収容人員 10 人以上)
		3階以上の又は地階で3階以上の	収容人員 10 人以上 「注 12」
誘導標・灯識	令 26	地階・通路	全 部
消防水	令 27	地階 1,000 ㎡以上	・耐火建築物 15,000 ㎡以上 ・準耐火建築物 10,000 ㎡以上 ・その他 5,000 ㎡以上 「注 13」
		地階を除く階数が3以上	延面積 25,000 ㎡以上 (地階を除く。)
連結設備	令 28	地階・階	床面積の合計 700 ㎡以上
連結設備	令 29	一般	・地階を除く階数が7以上 ・地階を除く階数が5以上で、延面積 6,000 ㎡以上
		条例 46 建築物の屋上	自動車駐車場又は回転翼航空機の発着場
非常コンセント設備	令 30	地階を除く階数が11以上	11階以上の階
総合操作盤	規則 12 他	一般	・延面積 50,000 ㎡以上 ・地階を除く階数が11以上で、延面積 10,000 ㎡以上 ・地階を除く階数が 5 以上で、延面積 20,000 ㎡以上 ・地階の床面積の合計 5,000 ㎡以上 「注 14」
自動消火装置	条例 4 の 4	地 階 等	厨房設備の入力合計 350kw 以上 「注 16」

(参考資料 13) 協力医療機関との協定書（見本）

協力医療機関協定書

〇〇医院（以下、甲という。）と株式会社 FUKUI（以下、乙という。）の間において協議の結果、通常並びに緊急時の医療行為に関する協定を締結する。

第1条 乙は、グループホーム FUKUI に入所している障害者が発病等による診療治療の必要が生じたときは、その解決のために甲に協力を求めることがあり得る。

第2条 甲は、前条により乙から協力を求められたときは、やむを得ない事情のある場合を除き、乙に協力するものとする。

第3条 契約期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。但し、期間満了までに、甲乙いずれかから相手方に対して、書面による契約終了の意思表示がない場合には、本契約は、期間満了の日より更に年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

契約期間は、契約開始前月より前には開始日からとする。

第4条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を作成し、当事者記名押印の上、双方が各一部を保有するものとする。

契約書の日付は、契約開始日より前にする。

令和〇〇年〇月〇日

甲と乙を間違えないように記入する。双方の氏名は正確に記入し、押印する。

甲 福井県〇〇市〇〇町〇-〇

〇〇医院

院長 〇〇 〇〇

印

乙 福井県〇〇市〇〇町 1-2-3

株式会社 FUKUI

代表取締役 福井 太郎

印

(参考資料 20) 国保連と各関係機関との相関図





おわりに

本書「成功へと導く！！！！障害者グループホーム事業（共同生活援助）の始め方（開業マニュアル）」は、いかがでしたでしょうか？

これから障害者グループホーム事業を開業される方、既に事業を開業されているが事業の開業を迷っている方、行政書士などの士業の方等々、いらっしゃる方がこのマニュアルを手にとられているかもしれません。

マニュアルの冒頭でも申し上げましたが、**障害者グループホームの利用者数、事業所数ともに、35年で150倍以上の伸び率**に達しています。

障害者グループホーム事業は、元々共同ホームとして誕生し、障害者総合支援法の下、2014年にケアホームとグループホームが統合し、現在の障害者グループホームとなりました。当然、グループホームが誕生して以来、利用者数も事業所数も年々増えているわけですが、急激に伸び出したのはここ10年と言われています。

10年前あたりから、国の大手ハウスメーカーが障害者グループホーム事業に乗りだし、参入を伸ばしています。また、中小工務店等が障害者グループホームの運営コンサルティングと組んで、参入展開しだしたのも、この頃と言われています。

経営者目線でみた障害者グループホームへのイメージはどうでしょうか？

「障害者なので、利用者等お世話が大変！」「夜間に徘徊したりして、近所に迷惑掛けるのでは？」「施設で暴れたりするのでは？」「病気や入院したときはどうするのか？」または「グループホームの場所を確保できるのか？」「グループホームを運営するには大きな施設を建てる必要があるのでは？」「利用者やスタッフが集まるのか？」「どのくらいの資金が必要なのか想像できない！」「そもそも収益性があるのか？」等々

今、投資先として「障害者グループホーム事業」が注目されています。